

令和8・9年度東大和市学校給食用物資納入事業者指定申請受付要領

第1 申請書受付

1 受付期間：令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）

※土曜日・日曜日は除く

2 受付場所：東大和市学校給食センター

3 受付時間：午前8時30分～午後4時30分

第2 指定基準

東大和市学校給食用物資納入業者指定要綱（抜粋）

第4条 納入業者の指定は、前条の申請に基づき、次の各号に掲げる基準を備えている者の中から教育長が行うものとする。

（1） 東京都周辺に営業所があること。

（2） 経営規模

ア. 常時営業が行われていること。

イ. 工場、店舗、販売所等固定した営業施設を有し、電話及び配達用自動車を所有していること。

（3） 信用状況

ア. 営業経歴、営業状態が共に良好であること。

イ. 学校給食を理解し、協力的であること。

ウ. 食品に関する法律及び諸規程が遵守されていること。

エ. 引き続いて2年以上営業していること。

オ. 納税義務が履行されていること。

（4） 衛生状況

ア. 保健所の食品衛生監視採点が80点以上であること。

イ. 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備を完備していること。

（5） 供給能力

指定する日時及び場所に指示どおり給食物資の納入ができること。

（6） 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

第3 新規指定申請事業者

経営規模、衛生状況等については、写真の提出又は立ち入り調査をすることがあります。

第4 添付書類の詳細

1 食品衛生監視票（乾物取扱事業者は不要）

2 保健所許可書写し（乾物取扱事業者は不要）

3 決算概要表：法人は、直近決算期の損益計算書（財団は収支計算書）の写し
個人は、令和7年の確定申告書の写し

4 納税証明書：(非課税の場合は非課税証明書)

(1) 法人 └ 市内事業者 法人市民税・消費税(その1)
└ 市外事業者 法人税(その1)・消費税(その1)・法人事業税

(2) 個人 所得税・消費税・市都民税

5 登録依頼書(支払い時に、市より振込をする口座の登録になります。市指定の書類を使用ください。)

6 新規指定申請事業者については、必要に応じて、添付書類以外の書類等を提出していただくことがあります。

第5 指定の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

問合せ先：東大和市教育委員会教育部教育総務課給食係 担当：久保田
(東大和市学校給食センター内) 電話：042-564-1282